千葉 Crime Victim Support
千葉CVSニューズレター
千葉県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　2020年9月　第32号

令和2年度第1回理事会・第1回通常総会の開催結果について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、第１回理事会については書面会議とし、「令和元年度事業報告の件」、「令和元年度決算報告の件」等について、全会一致で可決承認されました。

６月７日（日）に第１回通常総会を開催し、第１回理事会で提出された議案すべてについて承認されました。

なお、当センターの設立時から理事としてセンターの運営に尽力された醍醐誠一副理事長と、平成29年６月から理事の彌吉逸朗理事が退任されました。

醍醐副理事長に代わって友田直人理事が副理事長に、新たに正会員の澤田美代子氏と合間利氏、岡田英男氏の３名の理事就任が承認されました。

6月7日（日）　第1回通常総会

役員（新体制）

役　職	氏　　名	職　　業
理 事 長	大　楢　　靖　史	大学教員
副理事長	髙　橋　　一　弥	弁護士
副理事長	友　田　　直　人	団体役員
専務理事	森　本　　志　保	医師
理　　事	蘓　原　　伸　介	大学教員
理　　事	橋　本　　正　次	大学教員
理　　事	磯　邉　　聡	大学教員
理　　事	安　田　　昌　子	会社員
理　　事	田　村　　哲　子	会社役員
理　　事	岡　嶋　　祐　子	医師
理　　事	澤　田　　美代子	犯罪被害者の会会員
理　　事	合　間　　利	弁護士
理　　事	岡　田　　英　男	団体役員
監　　事	内　海　　文　志	弁護士
監　　事	黒　田　　忠　正	税理士

新任理事紹介

○友田　直人 副理事長
平成16年２月、当センターの設立時から理事
母子生活支援施設理事長
千葉いのちの電話理事長

○澤田　美代子 理事
犯罪被害者の会（にじの会）会員
少年犯罪被害者当事者の会会員

○合間　利 理事
弁護士（千葉県弁護士会）
千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会委員
日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会事務局長

○岡田　英男 理事
千葉県警察官友の会連合会専務理事

目　次

令和元年度相談等受理状況……p2・3
令和元年度決算報告……p3
「千葉県民のつどい」開催予定……p4
「生命のメッセージ展」開催予定……p5
多額の寄付、感謝状を贈呈……p5
「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールで最優秀賞を受賞……p6
醍醐元副理事長、警察本部長感謝状を受賞……p6
職員継続研修……p6
支援員養成講座の開催予定……p7
犯罪被害者支援コーディネーターの活動実績……p7
被害者支援条例の制定に向けて……p7
千葉県共同募金会からの助成……p7
ホンデリングの申し込み方法について……p8
お願い・編集後記……p8

令和元年度相談等受理状況

平成31年4月1日～令和2年3月31日

受理件数

相談内訳	件　数	前年度比
電　話　相　談	1,301	△ 6
面　接　相　談	178	9
直 接 的 支 援	532	56
合　　計	2,011	59

※電話相談には、メール、手紙を含む。

相　談　内　容	件　数	前年度比
殺人（未遂を含む）	366	△101
強盗（致死傷を含む）	5	△7
強制性交等（準含む）	362	130
監護者性交等	1	△27
強制わいせつ（準含む）	515	243
監護者わいせつ	0	△1
その他の性被害	64	△114
暴行・傷害	183	△20
その他の身体犯	8	1
危険運転致死傷	0	△ 2
交通死亡事故	223	△ 41
交通事故	61	△ 14
財産的被害	70	7
DV・ストーカー	14	△ 11
その他	139	16
合　　計	2,011	59

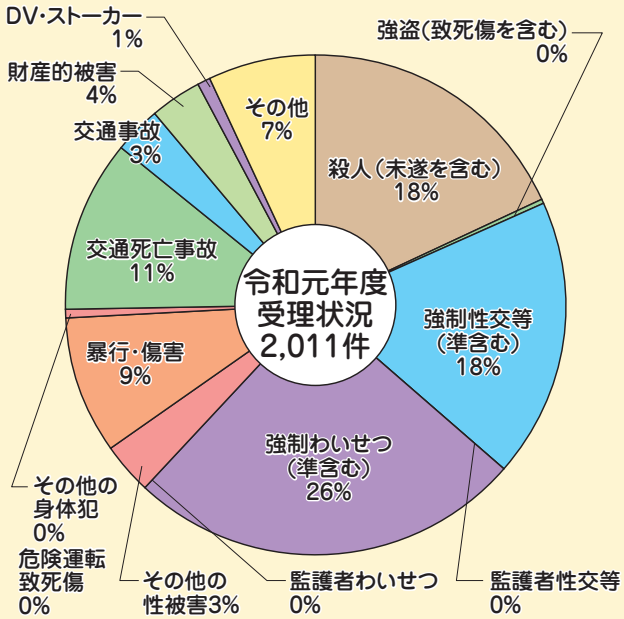

電話相談

相　談　内　容	件　数	前年度比
殺人（未遂を含む）	174	△ 72
強盗（致死傷を含む）	5	△ 3
強制性交等（準含む）	235	79
監護者性交等	1	△ 27
強制わいせつ（準含む）	300	142
監護者わいせつ	0	△ 1
その他の性被害	47	△ 86
暴行・傷害	158	18
その他の身体犯	3	△ 3
危険運転致死傷	0	△ 2
交通死亡事故	127	△ 25
交通事故	33	△ 34
財産的被害	69	7
DV・ストーカー	14	△ 11
その他	135	12
合　　計	1,301	△ 6

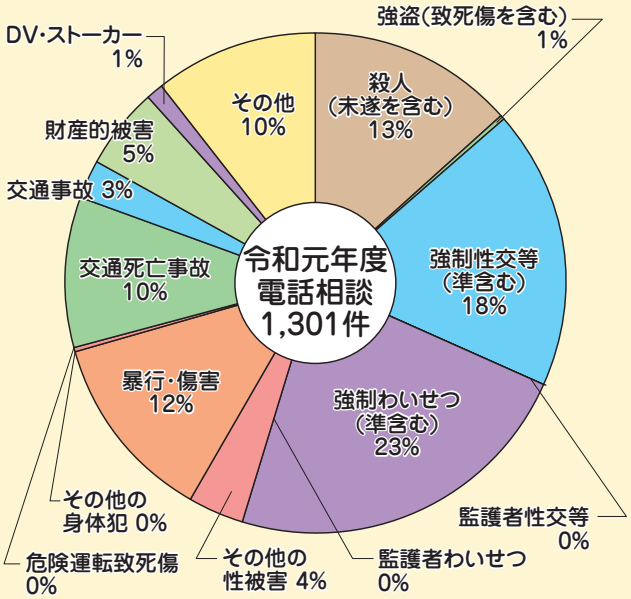

面接相談

相　談　内　容	件　数	前年度比
殺人（未遂を含む）	24	△ 15
強盗（致死傷を含む）	0	△ 2
強制性交等（準含む）	36	2
強制わいせつ（準含む）	71	24
その他の性被害	7	△ 4
暴行・傷害	4	△ 1
その他の身体犯	3	2
交通死亡事故	26	△ 1
交通事故	5	3
財産的被害	0	△ 1
その他	2	2
合　　計	178	9

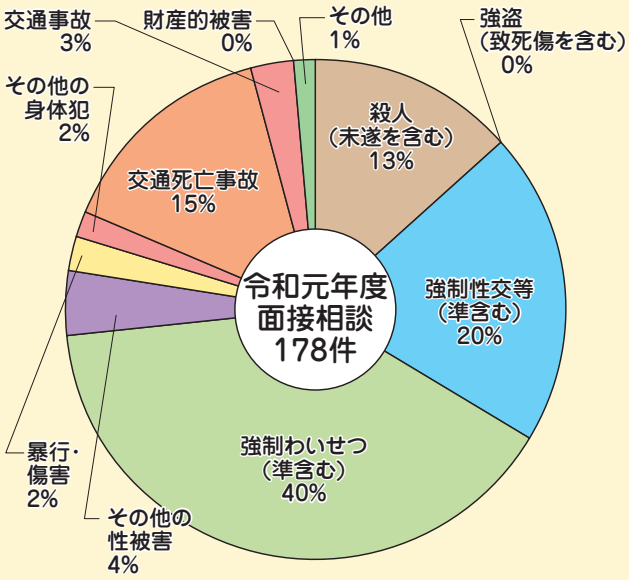

直接的支援（罪種別）

相談内容	件数	前年度比
殺人（未遂を含む）	168	△14
強盗（致死傷を含む）	0	△2
強制性交等（準含む）	90	48
強制わいせつ（準含む）	146	79
その他の性被害	10	△24
暴行・傷害	20	△38
その他の身体犯	2	2
交通死亡事故	82	△3
交通事故	12	6
その他	2	2
合計	532	56

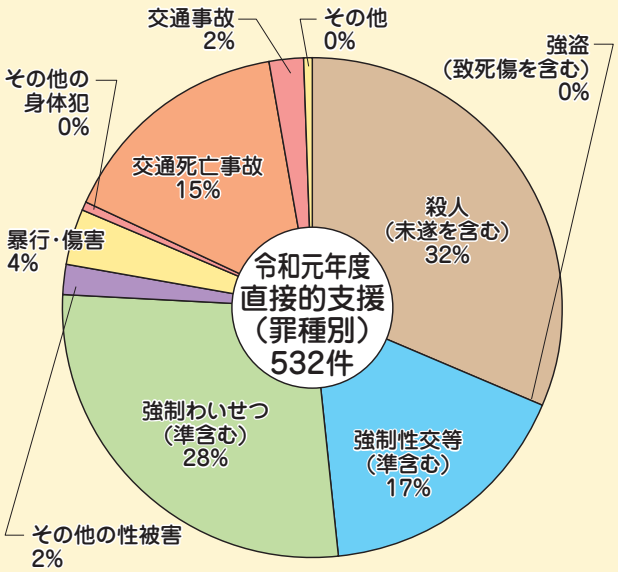

直接的支援（付添先別）

相談内容	件数	前年度比
警察関連	9	△1
裁判関連	183	29
検察庁関連	129	25
法律事務所	179	△5
その他	32	8
合計	532	56

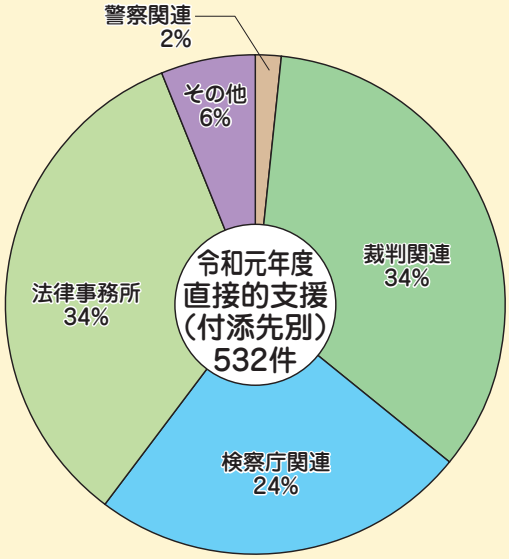

令和元年度決算報告

平成31年4月1日～令和2年3月31日

	科目	当年度	前年度	差異
経常収益	会費	7,337,000	7,626,050	△289,050
	補助金等	14,686,097	11,337,059	3,349,038
	寄付金	10,349,629	13,838,864	△3,489,235
	雑収入	2,545	425,543	△422,998
	経常収益	32,375,271	33,227,516	△852,245
経常費用	事業費	26,079,218	24,299,114	1,780,104
	管理費	4,867,603	4,413,908	453,695
	経常費用計	30,946,821	28,713,022	2,233,799
当期経常増減額		1,428,450	4,514,494	△3,086,044

令和2年度

今年はテレビ放映

千葉県民のつどい

令和２年度犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、テレビ放映によるつどいとすることとしました。

例年、会場を借り上げての開催で、皆様にお目にかかれるのが楽しみでしたが・・・。

番組内容等は以下のとおりです。

【放　　映】 **令和2年11月28日（土）午前9時30分から チバテレ**

【番 組 名】 **令和2年度犯罪被害者週間千葉県民のつどい特別番組**
「平穏な生活を取り戻すために」～犯罪被害者への支援～

【番組内容】 ○主催者挨拶
○インタビュー

犯罪被害者と被害者を支える弁護士、当センターの相談員にインタビューし、被害者支援の現状や問題点などについて考えます。

【出 演 者】

■ **澤田美代子 氏**

平成20年、当時24歳の次男を「誰でもいいから人を殺してやろう」という19歳の少年が運転する軽トラックにはねられ、殺害された殺人事件被害者遺族。

令和２年６月から公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事。

■ **伊東秀彦 弁護士**

千葉県弁護士会「犯罪被害に関する委員会」前委員長。法務省犯罪被害者等の更生保護の在り方を考える検討会構成員。

平成６年、当時19歳の兄を留学先のアメリカでの強盗殺人で亡くした犯罪被害者遺族でもある。

■ **藤田きよ子 氏**

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員

NNVS認定コーディネーターとして、全国の被害者支援センターで後進の育成に当たっている。

○犯罪被害者支援音楽会

県警音楽隊による演奏をお楽しみください。

是非ご覧ください!

「生命（いのち）のメッセージ展」

犯罪被害週間にあわせて「生命（いのち）のメッセージ展」を開催します。

開催期間　令和２年11月24日（火）から11月27日（金）までの間
開催時間　９：00～16：30（最終日は12：00終了）
開催場所　千葉県庁中庁舎１階ロビー

「生命のメッセージ展」とは・・・？

犯罪や事故、いじめなどによって、理不尽に生命を奪われた犠牲者の等身大の人型パネルを「生命（いのち）のメッセンジャー」として各地に派遣し、命の重みを人々に伝え、被害者も加害者も生み出さない社会の実現を目指します。

「メッセンジャー」の胸元には本人の写真や家族のメッセージを貼り、足下には「生きた証」である靴を置いて命の大切さを訴えます。

赤いハートは「生命のメッセージ展」のシンボルです。愛する人を喪った理由の如何によらず、遺族の思いは一緒です。「未来につながるはずだった命」を思い、命を未来につなげる活動です。

「生命のメッセージ展」で蒔く種は人に育まれ受け継がれ
その実は生きる喜びに満ちあふれ
未来の生命の糧となる
つながれ　つながれ　いのち
メッセンジャーたちは無言の語り部
断ち切られた生命たちが伝える
かけがえのない生命の輝き
つながれ　つながれ　いのち

皆様のご来場をお待ちしています。
（ご来場の際は、検温、手指の消毒等にご協力願います。）

感謝状の贈呈

一昨年、昨年に続き３年連続で当センターへ多額の寄付をされました、千葉県白子鰻採捕組合連合会利根川支部（滑川幸男組合長）様に、４月15日、銚子市長室において当センター理事長感謝状を贈呈しました。

滑川組合長は、「犯罪がないのが一番良いが、現実にそうはいかない。犯罪が発生してしまったら誰かが被害者を支えなければならない。その際は支援センターがしっかりサポートしてほしい。」と被害者支援に対する思いを語られました。

貴重な財源を被害者のために有効利用させていただきます。ありがとうございました。

「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールで最優秀賞を受賞

犯罪被害者への理解や支援に向けた気運を高めるため、警察庁が開催している「令和元年度『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」で、県立千葉女子高校２年の宮澤結友さんが、最優秀賞である「国務大臣・国家公安委員会委員長賞」を受賞しました。

目に見えない命　　千葉県立千葉女子高等学校　一年　宮澤 結友

「できることなら、妻を殺した犯人を自分の手で殺したいと思いました。」涙を流しながら苦しそうに発した男性の言葉に私はこらえていた涙をこぼしてしまいそうになりました。

私は、夏休み前の総合学習で、「命について考える授業」を受けました。その授業ではひったくりによって最愛の奥様を亡くされた男性が事件当日のことや、裁判の様子を細かく私たち生徒に教えてくださいました。男性は本当に奥様を愛していて、失った悲しみ、辛さ、犯人を憎む気持ちは、何年経っても消えず、被害者遺族が負った心の傷は一生癒えることはないのだと男性の話を聞いて実感しました。

私は、男性の話を聞いていて、「命とはなんだろう?」と思い始めました。命は目に見えません。しかし、私たちが今生きていて、いつかわからないけれど死ぬ、という決まりが命は存在するものだと教えてくれます。しかし、私たちは、命があり、生きていることが当たり前だと、過剰に信じ過ぎているのではないかと思いました。人は必ず死にます。だけどいつ死ぬのか、どうやって死ぬのかは誰にも分かりません。しかし命は突然、一瞬で無くなってしまうことがあります。残るのは死体だけで、命は見えません。もしそんなことが自分の身の回りに起きたら、残された人間はどうなるのでしょうか。大切な人との思い出だけが頭を巡り、これから作るはずだった未来の思い出は無くなってしまう。辛い日々を憎む毎日はとても悲しいです。自分も大切な家族も友達も生きているのは、当たり前ではないのだと私はこの授業を通じて学ぶことができました。

私はそれから、命を大切にして生きる努力をしようと思いました。一日、一日を大切にし、その日にしかできないことを一生懸命行うことを心がけました。そして、相手を大切にしようという気持ちが強くなりました。男性の話で、ひったくりをした犯人は、「パチンコをする金が欲しかったから犯罪をした。」と言っていたそうです。自分の欲求を満たしたいがために、見ず知らずの他人を傷つけ、命までも奪う行為は許せないと思います。しかし、命は奪わなくとも、人の心や体を傷つけてしまうことは、私たちも行ってしまっています。その行為は命を削っていると考え、言動に気を使おうと思いました。相手の気持ちを少しでもいいから考える心の余裕を持つことが大切だと感じました。

私の大好きな本の一つである「星の王子さま」には、こんな言葉があります。「とても簡単なことだ。ものごとはね、心で見なくてはよく見えない。いちばんたいせつなことは目に見えない。」命の大切さについて考えているとき、私はこの言葉が思い浮かびました。目には見えないけれど絆や愛や時間が命そのものを表しているのだと思います。それらがあることを確かめることはできませんが、私たちがそれらによって生きていることは確かです。

今を生きられることに感謝し、見えないものと向き合うことで、自分も相手も好きになり、大切にしようと思う心が増えれば、犯罪は減ると思います。命の大切さは表せるものではありません。しかし、少し意識するだけで大切さに気づくことができます。生きていることは当たり前ではありません。それなら私たちはどう生きていけばいいのか、考えることが大切だから。

他にも田中杏樹さんが「警察庁犯罪被害者支援室長賞」を、尾崎あゆなさんと永野遥子さんが「千葉西警察署長賞」を受賞しました。

宮澤さんの「国務大臣・国家公安委員会委員長賞」受賞は、千葉県勢初の快挙とのことです。おめでとうございました。

前列左から宮澤さん、田中さん、尾崎さん、永野さん

醍醐元副理事長に対して県警本部長から感謝状贈呈

「後進に道を譲る」との理由で、令和２年６月７日の通常総会をもって役員を退任された醍醐誠一副理事長に対して、千葉県警察本部長から「長年にわたる犯罪被害者支援の功労」で感謝状が贈呈されました。

醍醐副理事長は、当センターの設立に尽力され、平成16年２月にセンターが開設してからは理事として運営に当たられました。

平成19年に専務理事に就任すると、被害直後の早い段階での支援介入の必要を認識され、犯罪被害者等早期援助団体の指定に向けた取組を行い、平成20年４月に千葉県公安委員会から早期援助団体の指定を受けるに至りました。

県警犯罪被害者支援室竹嶋室長から感謝状を伝達される醍醐元副理事長

また、平成26年には副理事長に就任され、平成29年の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの立ち上げなどにも携われました。

今般、理事の職は退任されましたが、正会員としてセンターに関わっていただきます。これまでありがとうございました。そしてこれからもよろしくお願いいたします。

職員継続研修の実施について

令和２年７月10日、千葉県弁護士会「犯罪被害に関する委員会」の瀬田和俊副委員長を招聘し、職員継続研修を実施しました。

研修内容は、瀬田副委員長が昨年、フランス及びオランダを視察した際の結果報告と、弁護士が行う性犯罪被害者に対する支援に関するものでした。

両国における民間被害者支援団体の特徴や、弁護士の被害者支援活動について、日本との違いを交えながら丁寧に説明していただき、大変実のある研修となりました。

令和2年度犯罪被害者支援員養成講座（入門編・初級編）の開催予定

例年、７月から８月に犯罪被害者支援員養成講座「入門編」を開催し、入門編受講者で被害者支援をさらに学びたい方を対象に、９月から11月にかけて「初級編」（全６回）を開催していましたが、今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により下記の日程で開催することとしました。

令和元年度入門編から

■入門編（公開講座、３日間とも同じ内容で開催します。）

第１回　日時：令和２年12月６日（日）午前10時から（受付９：30～）
　　場所：ホテルポートプラザちば（千葉市中央区千葉港８－５）

第２回　日時：令和２年12月13日（日）午前10時から（受付９：30～）
　　場所：千葉犯罪被害者支援センター分室
　　（千葉市中央区中央３-９-16　大樹生命千葉中央ビル７階）

第３回　日時：令和２年12月20日（日）午前10時から（受付９：30～）
　　場所：船橋市中央公民館（船橋市本町２－２－２）

※定員～第１回・第３回は30名、第２回は20名　詳しくは、当センターホームページをご覧ください。

■初級編（入門編修了者）

日時：令和３年１月12日（火）～２月16日（火）　毎週火曜日、全６回
場所：センター分室（千葉市中央区中央３-９-16　大樹生命千葉中央ビル７Ｆ）
対象：入門編を修了し、さらに被害者支援を学びたい方、相談員を目指す方等を対象とします。

犯罪被害者支援コーディネーターの活動状況

当センターでは、令和元年度から、千葉県からの委託を受け、「犯罪被害者支援コーディネーター」の活動を開始しました。主な任務は、県・県警・市町村・民間支援団体等関係機関との連絡、調整に当たることです。

初年度は、各市町村を訪問し、被害者支援の窓口担当者と面接して意見交換を行いました。

コーディネーターの訪問後、市担当者から連絡または紹介で被害者の支援につながった事例がありました。今後とも各市町村とは連携を図っていきたいと考えています。

被害者支援条例について

36人が死亡、33人が重軽傷を負った京都アニメーション放火殺人事件に関して「犯罪被害者支援、自治体で制度に格差」との新聞記事を目にする機会がありました。

平成16年に成立した犯罪被害者基本法は、国だけでなく自治体に被害者らを支援する施策を策定して実施する責務があると明記していますが、警察庁によりますと、犯罪被害者支援に特化した条例を制定している自治体は、本年４月１日現在で21都道府県（全体の44.6％）、７政令指定都市（同35％）、326市町村（同18.9％）にとどまっているとのことです。

一方千葉県では、県の条例は制定されておらず、また、市町村は４市町の制定にとどまっており、全国平均よりかなり低いといえます。

当センターにおいても、市町村との連携の中で条例の制定を呼びかけていきたいと考えています。

千葉県共同募金会からの助成

社会福祉法人千葉県共同募金会様から被害者支援のための助成金をいただきました。同会様からは毎年助成していただいており、深く感謝いたしております。助成金は、広報用資料の作製に活用しています。

千葉県共同募金会
マスコットキャラクター
「びわぴよ」

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者に対する支援の輪を広げ、被害者支援活動を充実するために皆様にご協力をお願いしております。(メールマガジン会員募集中)

賛助会費・寄付のご案内

賛助会員に加入して継続的なご協力をお願いしております。(加入口数は自由です。)

賛助会費
- **法　人(団体)　1口　年2万円**
- **個　人　　1口　年2千円**
- **ご寄付　　時期・金額を問いません**

「入会申込書」「寄付申込書」を事務局にお送りください。「申込書」はホームページからダウンロードできますし、事務局に連絡いただければお送りいたします。

「申込書」が事務局に届きましたら、専用の払込用紙をお送りいたしますので必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局からお振り込みください。

なお、当センターのホームページ上のWeb決済システムによるクレジットカードでの決済もご利用いただけます。

寄付型自動販売機にご協力いただけるオーナーの皆様を募集しています

被害者支援の自動販売機であることを表示するステッカーを貼付していただきます。

当センターでは、被害者支援活動の一層の充実を図るため、被害者支援寄付金型清涼飲料水自動販売機を設置していただけるオーナーの皆様を募集しています。

寄付のシステムは、清涼飲料水等1本の売り上げ毎に、一部(例えば2円から5円)を寄付していただくものです。

設置の方法は、賛同する旨の連絡を当センターにいただければ、自動販売機のベンダーさん(各メーカー)との相談を一緒にさせていただきます。手続は簡単です。

いただいた寄付金は、犯罪被害者の支援のために有効に活用させていただきます。

当センターは平成23年4月1日に公益社団法人に認可されましたので、会費や寄付金等は所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付の優遇措置(所得税法第78条)及び地方税における寄附優遇措置の対象となります。

「募金箱」の設置

広く県民の方々から募金していただけるカウンターや窓口等に「犯罪被害者支援募金箱」の設置をお願いしています。

ホンデリングの申し込み方法について

古本を活用した寄付の仕組みに取り組んでいる(株)バリューブックスが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により現在電話での申し込みを停止していますが、ウェブから申し込みできる「チャリボン」で受付を行っております。ぜひ、ご利用ください。

■ウェブの場合　**当センタートップページ(https://chibacvs.gr.jp/)**
新着情報から

入力画面の「支援先名称」と「個別コード」は表示されているままで結構です。個別コードの『N22』は公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターのコードとなっております。

《編集後記》

かなり前のこと、自宅近くの卸売市場で寺泊から直送の生きたスルメイカを3杯購入し、刺身と塩辛を造って夕食に出した。風呂上がりに、「何これ。」と娘の悲鳴が聞こえ、見ると、長さ2センチくらいの白く細いものが動いており、「これがアニサキスか。」と直感。箸でイカ柵をひっくり返して5匹くらい捕まえ、どうしようか迷った末、醤油の入った小皿にすりおろした生姜を入れて、その中に白い怪物を入れてみた。すると、7～8秒で動かなくなり、どうも死んだ。昔の人は、イカには生姜醤油が旨いだけでなく、強烈な毒消しの意味があることを知っていたんだなと感じた。コロナウイルスもおろし生姜でイチコロにできないか。　(植村)

千葉CVSニューズレター　第32号
(2020年9月発行)
発　行：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
発行者：大槇　靖史
印刷所：株式会社太陽堂印刷所
事務局：260-0013
千葉市中央区中央3－9－16
大樹生命千葉中央ビル7階
ＴＥＬ：043－225－5451
ホームページ：https://www.chibacvs.gr.jp